

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月17日
【届出者の氏名又は名称】	堯アセットマネジメント株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪府中央区谷町二丁目6番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 - 6864 - 3056
【事務連絡者氏名】	弁護士 小舘 浩樹 / 同 嶋田 祥大 / 同 二村 尚加
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	堯アセットマネジメント株式会社 (大阪府中央区谷町二丁目6番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、堯アセットマネジメント株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ソフト99コーポレーションをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、2025年8月7日付公開買付届出書の提出に係る公開買付けをいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が、2025年10月17日付で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を変更したことに伴い、公開買付者が2025年8月7日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年9月4日付、2025年9月17日付及び2025年10月2日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項の一部に訂正すべき事項（買付け等の期間の延長を含みます。）が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

算定の基礎

算定の経緯

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(注5)

< 前略 >

なお、公開買付者は、A種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、A種優先株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である2,465円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もないことから、本財団による公開買付者のA種優先株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、並びに本再出資(本財団)は、本財団が教育、文化、学術の相互発展向上に寄与するという公益性の高さに鑑みて本取引後も継続して本財団が行っている事業の原資を提供する意義があると公開買付者が考え、対象者から受領していたものと同等の金額の配当を行うこととし、本財団による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、A種優先株式を本財団に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

< 中略 >

(注6) 本応募合意個人株主が取得することを予定している普通株式について、公開買付者の普通株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格である2,465円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もないことから、本応募合意個人株主による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、及び本再出資(本応募合意個人株主)は、公開買付者への出資を通じて非公開化後に対象者に関与することを目的として実施されるものであり、本応募合意個人株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、普通株式を本応募合意個人株主に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

(注7)

< 前略 >

なお、公開買付者は、B種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、B種優先株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である2,465円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もなく、本応募合意個人株式による公開買付者のB種優先株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられることから、B種優先株式を本応募合意個人株主に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

< 中略 >

公開買付者は、対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月2日、公開買付期間を2025年10月17日まで延長し、合計48営業日とすることを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付価格の変更はございません。

< 中略 >

・本公開買付けの決済

(2025年10月下旬を予定)

< 中略 >

・本スクイーズアウト手続の実施

(本株式併合の効力発生日は2026年1月頃を予定)

< 後略 >

(訂正後)
(注5)

<前略>

なお、公開買付者は、A種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、A種優先株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である2,680円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もないことから、本財団による公開買付者のA種優先株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、並びに本再出資(本財団)は、本財団が教育、文化、学術の相互発展向上に寄与するという公益性の高さに鑑みて本取引後も継続して本財団が行っている事業の原資を提供する意義があると公開買付者が考え、対象者から受領していたものと同等の金額の配当を行うこととし、本財団による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、A種優先株式を本財団に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

(注6) 本応募合意個人株主が取得することを予定している普通株式について、公開買付者の普通株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である2,680円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もないことから、本応募合意個人株主による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、及び本再出資(本応募合意個人株主)は、公開買付者への出資を通じて非公開化後に対象者に關与することを目的として実施されるものであり、本応募合意個人株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、普通株式を本応募合意個人株主に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

(注7)

<前略>

なお、公開買付者は、B種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、B種優先株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である2,680円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もなく、本応募合意個人株式による公開買付者のB種優先株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられることから、B種優先株式を本応募合意個人株主に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

公開買付者は、対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様による本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月2日、公開買付期間を2025年10月17日まで延長し、合計48営業日とすることを決定いたしました。

また、公開買付者は、本公開買付価格(2,465円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況や一部の株主様から本公開買付価格の引上げの要請をいただいたことから、公開買付者としてその状況や要請を真摯に受け止め、本公開買付価格の引上げを検討いたしました。その結果、公開買付者は、株価純資産倍率(以下「PBR」といいます。)が1倍を超える公開買付価格とすることにより、本公開買付けの意義にご賛同いただきつつも、応募を躊躇されている株主の皆様にとっても、前向きに応募いただけるものと考え、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月17日付で、本公開買付価格を2,465円から2,680円とすること(以下「本買付価格変更」といいます。)を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2025年8月7日から2025年10月17日まで(48営業日)と定めておりましたが、本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年10月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年10月31日まで延長することといたしました。

また、対象者が2025年10月17日付で公表した「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ」(以下「2025年10月17日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年10月17日付の対象者取締役会において、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過

程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。ただし、本公開買付けに関する意見については、今後のECMSPV 3 が、2025年9月12日に公表し、同月16日より開始している本対抗公開買付けに関する状況に応じて変更される可能性があるとのことです。

< 中略 >

・本公開買付けの決済
(2025年11月上旬を予定)

< 中略 >

・本スクイーズアウト手続の実施
(本株式併合の効力発生日は2026年2月頃を予定)

< 後略 >

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

< 前略 >

その後、公開買付者は、対象者が2025年9月25日付で公表した「ECM マスター ファンド SPV 3 による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」に記載のとおり、対象者の取締役会により、本対抗公開買付けに対して反対の意見を表明する決議がなされたことも踏まえ、引き続き対象者株式の市場の状況及び本公開買付けへの応募状況等を注視してまいりましたが、対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月2日、公開買付期間を2025年10月17日まで延長し、合計48営業日とすることを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付価格の変更はございません。

さらに、公開買付者は、2025年10月1日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数（2025年10月1日時点。KeePer技研が所有する対象者株式を除きます。）は6,598,149株であり、本応募契約（KeePer技研）に基づき、対象者の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に本公開買付けへの応募が合意されているKeePer技研が所有する対象者株式の全てである2,687,700株を合算すると、引き続き本公開買付けにおける買付予定数の下限（7,566,400株）を上回っていることを確認しております。

(訂正後)

< 前略 >

その後、公開買付者は、対象者が2025年9月25日付で公表した「ECM マスター ファンド SPV 3 による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」に記載のとおり、対象者の取締役会により、本対抗公開買付けに対して反対の意見を表明する決議がなされたことも踏まえ、引き続き対象者株式の市場の状況及び本公開買付けへの応募状況等を注視してまいりましたが、対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月2日、公開買付期間を2025年10月17日まで延長し、合計48営業日とすることを決定いたしました。

さらに、公開買付者は、2025年10月1日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数（2025年10月1日時点。KeePer技研が所有する対象者株式を除きます。）は6,598,149株であり、本応募契約（KeePer技研）に基づき、対象者の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に本公開買付けへの応募が合意されているKeePer技研が所有する対象者株式の全てである2,687,700株を合算すると、引き続き本公開買付けにおける買付予定数の下限（7,566,400株）を上回っていることを確認しております。

また、公開買付者は、本公開買付価格（2,465円）は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況や一部の株主様から本公開買付価格の引上げの要請をいただいたことから、公開買付者としてその状況や要請を真摯に受け止め、本公開買付価格の引上げを検討いたしました。その結果、公開買付者は、PBRが1倍を超える公開買付価格とすることにより、本公開買付けの意義にご賛同いただきつつも、応募を躊躇されている株主の皆様にとっても、前向きに応募いただけるものと考え、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月17日付で、本買付価格変更を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2025年8月7日から2025年10月17日まで（48営業日）と定めておりましたが、本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂

正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年10月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年10月31日まで延長することといたしました。本買付価格変更後の本公開買付価格（2,680円）は、本公開買付けの公表日である2025年8月6日の前営業日である2025年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,610円に対して66.46%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値1,593円に対して68.24%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値1,615円に対して65.94%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値1,588円に対して68.77%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格（2,680円）は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

さらに、公開買付者は、2025年10月16日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数（2025年10月16日時点。KeePer技研が所有する対象者株式を除きます。）は6,277,961株であり、本応募契約（KeePer技研）に基づき、対象者の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に本公開買付けへの応募が合意されているKeePer技研が所有する対象者株式の全てである2,687,700株（なお、2025年10月16日現在、本公開買付けに応募されておりません。）を合算すると、引き続き本公開買付けにおける買付予定数の下限（7,566,400株）を上回っていることを確認しております。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
（訂正前）

< 前略 >

対象者は、上記の本追加答申書の答申を踏まえ、2025年9月16日付対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

< 後略 >

（訂正後）

対象者は、上記の本追加答申書の答申を踏まえ、2025年9月16日付対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

さらに、その後、本特別委員会は、2025年9月22日及び同月24日に特別委員会を開催し、KPMG及び西村あさひの助言を受け、本追加諮問事項について改めて慎重に検討を行ったとのことです。具体的には、エフィッシモより受領した対象者の質問に対する書面回答の内容を精査するとともに、2025年9月22日に開催された特別委員会において、田中秀明氏より、本公開買付け成立後の田中秀明氏の対象者代表取締役辞任の意向の有無及び本公開買付けに応募する意向を示している対象者株主の所有割合等を確認したとのことです。その後、対象者は、本特別委員会から当該検討結果として、2025年9月25日付「追加答申書(2)」(以下「本追加答申書(2)」)といたします。)の提出を受け、本追加諮問事項(b)について、本対抗公開買付けは、対象者グループの企業価値の向上に資するものとは認められず、対象者の一般株主にとって公正なものであるとも認められないことから、対象者取締役会は、本対抗公開買付けに対して反対する旨の意見を表明すべきである旨、並びに、本追加諮問事項(c)について、9月16日付本追加答申書において表明した本公開買付けに係る答申の内容について変更はない旨の答申を得たとのことです。

対象者は、上記の本追加答申書(2)の答申を踏まえ、2025年9月25日付対象者取締役会において、本対抗公開買付けに対して反対の意見を表明することを決議し、その旨を、2025年9月25日付「ECM マスター ファンド SPV 3による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(反対)のお知らせ」(以下「反対意見表明プレスリリース」といいます。))のとおり公表しているとのことです。

また、上記反対意見表明プレスリリースに対し、ECMSPV 3より2025年9月29日付「ECM マスター ファンド SPV 3による株式会社ソフト99コーポレーションの普通株式に対する公開買付けについての同社の意見表明(反対)に対する弊社の考え」と題するプレスリリースが公表されたことを受け、エフィッシモとの間で行われた従前のやり取りの経緯及び内容、並びに、本対抗公開買付けに対する対象者における検討内容を踏まえ、対象者の見解をご説明すべく、2025年10月9日付「ECM マスター ファンド SPV 3による株式会社ソフト99コーポレーションの普通株式に対する公開買付けについての同社の意見表明(反対)に対する弊社の考え」と題するプレスリリースに関する当社見解について」と題するプレスリリースを公表しているとのことです。

そして、2025年10月10日、対象者及び本特別委員会は、公開買付者から、公開買付者が本買付価格変更を行う意向である旨の連絡を受領したとのことです。当該連絡を受けて、対象者及び本特別委員会は、本買付価格変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持すべきかについて、慎重に協議・検討を行ったとのこ

とです。本特別委員会は、2025年10月14日に改めて特別委員会を開催し、KPMG及び西村あさひの助言を受け、上記の点について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

そして、対象者取締役会は、本特別委員会から取得した2025年10月16日付「追加答申書(3)」(以下「本追加答申書(3)」といいます。)において、本公開買付けについて、()2025年8月5日付「答申書」において、本特別委員会は、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられること、本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられること、本取引の手続は公正なものであると考えられること、本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられることから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当である旨の答申を表明し、2025年9月16日付「追加答申書」及び2025年9月25日付「追加答申書(2)」において当該答申に変更はない旨の答申を表明しているところ、本公開買付け価格の引上げを踏まえても、2025年10月16日時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当であると考えられる旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、()2025年9月16日付「追加答申書」及び2025年9月25日付「追加答申書(2)」において、本特別委員会は、引上げ前の本公開買付け価格(1株あたり2,465円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとする旨の2025年8月5日付「答申書」における本特別委員会の判断に変更はないものの、引上げ前の本公開買付け価格は、本対抗公開買付けの公開買付け価格(以下「本対抗公開買付け価格」といいます。)及び東証スタンダード市場における対象者株式の市場価格(2025年9月24日時点の終値)4,090円を下回っているため、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるべき旨の答申を表明しているところ、本公開買付け価格の引上げを踏まえても、引上げ後の本公開買付け価格2,680円は、本対抗公開買付け価格及び東証スタンダード市場における対象者株式の市場価格(2025年10月10日時点の終値)3,385円を下回っているため、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるべきである旨の本特別委員会の答申に変更はない旨の答申を取得したとのことです。

上記の本追加答申書(3)を踏まえ、対象者取締役会は、2025年10月17日、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

< 後略 >

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）
（訂正前）

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2025年12月下旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年1月中旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年 8 月 7 日 (木曜日) から2025年10月17日 (金曜日) まで (48営業日)
公告日	2025年 8 月 7 日 (木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年 8 月 7 日 (木曜日) から2025年10月31日 (金曜日) まで (58営業日)
公告日	2025年 8 月 7 日 (木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】
 (訂正前)

株券	普通株式 1 株につき 金2,465円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向、対象者及び本特別委員会との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見通し等を総合的に勘案して、2025年8月6日、本公開買付価格を2,465円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。 なお、公開買付者は、上記のとおり財務情報等の客観的な資料を参考にする等、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。 本公開買付価格2,465円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年8月5日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,610円に対して53.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して54.74%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,615円に対して52.63%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,588円に対して55.23%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。 また、本公開買付価格2,465円は、本書提出日の前営業日である2025年8月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,620円に対して52.16%のプレミアムを加えた価格となります。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) ＜ 前略 ＞ 以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年8月6日、本公開買付価格を2,465円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。 (本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得 () 特別委員会における本追加諮問事項についての検討等の経緯及び判断内容 ＜ 前略 ＞ 本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年9月16日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、添付の本追加答申書を提出したとのことです。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、2025年9月16日付対象者プレスリリースに添付された本追加答申書をご参照ください。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

< 前略 >

その後、対象者は、本対抗公開買付けが開始されたことを受けて、2025年9月16日付対象者取締役会において、本対抗公開買付けが開始されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかどうかという点について慎重に協議・検討を行ったとのことです。そして、本特別委員会から取得した本追加答申書において、本公開買付けについて、()2025年8月5日付「答申書」において、本特別委員会は、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられること、本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられること、本取引の手続は公正なものであると考えられること、本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられることから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当である旨の答申を表明しているところ、本対抗公開買付けの開始を踏まえても、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当であると考えられる旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、()本公開買付けの公開買付価格(1株あたり2,465円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本対抗公開買付けに係る公開買付価格(1株あたり4,100円)が、上記価格を上回っていることに鑑み、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見は撤回し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねる旨の意見へと変更するべきである旨の答申を得たことを踏まえ、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記いずれの取締役会においても、対象者の代表取締役社長である田中秀明氏は、公開買付者の代表取締役であり本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引及び本対抗提案において特別の利害関係を有しており、また、対象者の取締役である上尾茂氏は、創業家の運営する資産管理会社の役員も兼務していることから、本取引及び本対抗提案において特別の利害関係を有しており、この2名においては対象者との間で利益が相反する可能性があることから、本取引及び本対抗提案の検討に関する議題の決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において田中秀明氏、公開買付者、エフィッシュモ及びECMSPV3との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、対象者の常勤監査役である福井健司氏は、本書提出日現在、本不応募合意株主であるサントレードの監査役を務めていることを考慮し、本取引及び本対抗提案における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記いずれの決議についても意見を述べることを差し控えているとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。

< 後略 >

(訂正後)

株券	普通株式 1 株につき 金2,680円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向、対象者及び本特別委員会との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見通し等を総合的に勘案して、2025年8月6日、<u>本買付価格変更前の本公開買付価格を2,465円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。</u> なお、公開買付者は、上記のとおり財務情報等の客観的な資料を参考にする等、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本買付価格変更前の本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。 本買付価格変更前の本公開買付価格2,465円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年8月5日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,610円に対して53.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して54.74%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,615円に対して52.63%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,588円に対して55.23%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。 また、<u>本買付価格変更前の本公開買付価格2,465円は、本書提出日の前営業日である2025年8月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,620円に対して52.16%のプレミアムを加えた価格となります。</u> <u>公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格（2,465円）は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況や一部の株主様から本公開買付価格の引上げの要請をいただいたことから、公開買付者としてその状況や要請を真摯に受け止め、本公開買付価格の引上げを検討いたしました。その結果、公開買付者は、PBRが1倍を超える公開買付価格とすることにより、本公開買付けの意義にご賛同いただきつつも、応募を躊躇されている株主の皆様にとっても、前向きに応募いただけるものと考え、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月17日付で、本買付価格変更を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2025年8月7日から2025年10月17日まで（48営業日）と定めておりましたが、本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年10月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年10月31日まで延長することといたしました。</u> <u>本買付価格変更後の本公開買付価格（2,680円）は、本公開買付けの公表日である2025年8月6日の前営業日である2025年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,610円に対して66.46%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値1,593円に対して68.24%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値1,615円に対して65.94%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値1,588円に対して68.77%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格（2,680円）は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。</u>

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) < 前略 > 以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年8月6日、本買付価格変更前の本公開買付価格を2,465円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。 公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(2,465円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況や一部の株主様から本公開買付価格の引上げの要請をいただいたことから、公開買付者としてその状況や要請を真摯に受け止め、本公開買付価格の引上げを検討いたしました。その結果、公開買付者は、PBRが1倍を超える公開買付価格とすることにより、本公開買付けの意義にご賛同いただきつつも、応募を躊躇されている株主の皆様にとっても、前向きに応募いただけるものと考え、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月17日付で、本買付価格変更を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2025年8月7日から2025年10月17日まで(48営業日)と定めておりましたが、本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年10月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年10月31日まで延長することといたしました。 本買付価格変更後の本公開買付価格(2,680円)は、本公開買付けの公表日である2025年8月6日の前営業日である2025年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,610円に対して66.46%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値1,593円に対して68.24%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値1,615円に対して65.94%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値1,588円に対して68.77%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(2,680円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。 (本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得 () 特別委員会における本追加諮問事項についての検討等の経緯及び判断内容 < 前略 > 本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年9月16日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、添付の本追加答申書を提出したとのことです。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、2025年9月16日付対象者プレスリリースに添付された本追加答申書をご参照ください。 その後、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本特別委員会は、2025年9月22日及び同月24日に特別委員会を開催し、KPMG及び西村あさひの助言を受け、本追加諮問事項について改めて慎重に検討を行い、その結果を踏まえ、2025年9月24日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書(2)を提出しているとのことです。本特別委員会の答申内容及び答申の理由の概要については、反対意見表明プレスリリースをご参照ください。
-------	---

そして、2025年10月10日、対象者及び本特別委員会は、公開買付者から、公開買付者が本公開買付けの本公開買付価格を2,680円に引き上げる意向である旨の連絡を受領したとのことです。当該連絡を受けて、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本特別委員会は、2025年10月14日に改めて特別委員会を開催し、KPMG及び西村あさひの助言を受け、本買付価格変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行ったとのことです。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、慎重に協議及び検討した結果、2025年10月16日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書(3)を提出したとのことです。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、2025年10月17日付対象者プレスリリースに添付の本追加答申書(3)をご参照ください。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

< 前略 >

その後、対象者は、本対抗公開買付けが開始されたことを受けて、2025年9月16日付対象者取締役会において、本対抗公開買付けが開始されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかどうかという点について慎重に協議・検討を行ったとのことです。そして、本特別委員会から取得した本追加答申書において、本公開買付けについて、()2025年8月5日付「答申書」において、本特別委員会は、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられること、本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられること、本取引の手続は公正なものであると考えられること、本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられることから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当である旨の答申を表明しているところ、本対抗公開買付けの開始を踏まえても、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当であると考えられる旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、()本公開買付けの公開買付価格(1株あたり2,465円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本対抗公開買付けに係る公開買付価格(1株あたり4,100円)が、上記価格を上回っていることに鑑み、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見は撤回し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねる旨の意見へと変更するべきである旨の答申を得たことを踏まえ、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

	さらに、その後、対象者は、公開買付者から、公開買付者が本公開買付けの本公開買付価格を2,680円に引き上げる意向である旨の連絡を受領したことを受けて、2025年10月17日付対象者取締役会において、本買付価格変更を受けてもなお、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行ったとのことです。そして、本特別委員会から取得した本追加答申書(3)において、本公開買付けについて、()2025年8月5日付「答申書」において、本特別委員会は、 <u>本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられること、本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられること、本取引の手続は公正なものであると考えられること、本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられることから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当である旨の答申を表明し、2025年9月16日付「追加答申書」及び2025年9月25日付「追加答申書(2)」において当該答申に変更はない旨の答申を表明しているところ、本公開買付価格の引上げを踏まえても、2025年10月16日時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当であると考えられる旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、()2025年9月16日付「追加答申書」及び2025年9月25日付「追加答申書(2)」において、本特別委員会は、引上げ前の本公開買付価格(1株あたり2,465円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとする旨の2025年8月5日付「答申書」における本特別委員会の判断に変更はないものの、引上げ前の本公開買付価格は、本対抗公開買付価格及び東証スタンダード市場における対象者株式の市場価格(2025年9月24日時点の終値)4,090円を下回っているため、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるべき旨の答申を表明しているところ、本公開買付価格の引上げを踏まえても、引上げ後の本公開買付価格2,680円は、本対抗公開買付価格及び東証スタンダード市場における対象者株式の市場価格(2025年10月16日時点の終値)3,265円を下回っているため、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるべきである旨の本特別委員会の答申に変更はない旨の答申を得たことを踏まえ、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。</u> 上記いずれの取締役会においても、対象者の代表取締役社長である田中秀明氏は、公開買付者の代表取締役であり本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引及び本対抗提案において特別の利害関係を有しており、また、対象者の取締役である上尾茂氏は、創業家の運営する資産管理会社の役員も兼務していることから、本取引及び本対抗提案において特別の利害関係を有しており、この2名においては対象者との間で利益が相反する可能性があることから、本取引及び本対抗提案の検討に関する議題の決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において田中秀明氏、公開買付者、エフィッシュモ及びECMSPV3との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、対象者の常勤監査役である福井健司氏は、本書提出日現在、本不応募合意株主であるサントレードの監査役を務めていることを考慮し、本取引及び本対抗提案における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記いずれの決議についても意見を述べることを差し控えているとのことです。 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、56営業日に設定しております。 ＜後略＞
--	--

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金 (円) (a)	36,350,938,415
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	120,000,000
その他(c)	7,100,000
合計(a) + (b) + (c)	36,478,038,415

(注 1) 「買付代金 (円) (a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数 (14,746,831株) に本公開買付価格 (2,465円) を乗じた金額です。

(注 2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注 3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注 4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注 5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金 (円) (a)	39,569,747,080
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	120,000,000
その他(c)	7,600,000
合計(a) + (b) + (c)	39,697,347,080

(注 1) 「買付代金 (円) (a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数 (14,764,831株) に本公開買付価格 (2,680円) を乗じた金額です。

(注 2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注 3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注 4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注 5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ (注) (1) タームローンA 借入期間: 7 年 (分割弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7 年 (期限一括返済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (3)ブリッジローンA 借入期間: 6 ヶ月 (期限一括返済) 金利: 貸付実行日に三菱UFJ銀行が公表する短期プライムレート 担保: 対象者株式等 (4)ブリッジローンB 弁済期限: 本公開買付けに係る決済の開始日の6 ヶ月後の日又は本再出資に係る払込日の翌営業日のいずれか早い方の日 (期限一括返済) 金利: 貸付実行日に三菱UFJ銀行が公表する短期プライムレート 担保: 対象者株式等	(1) タームローンA <u>6,627,000</u> (2) タームローンB <u>10,711,000</u> (3)ブリッジローンA 19,895,000 (4)ブリッジローンB <u>2,197,000</u>
計(b)				<u>39,430,000</u>

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、39,430,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年8月6日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付文書である融資証明書記載のものが定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括返済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (3)ブリッジローンA 借入期間: 6ヶ月(期限一括返済) 金利: 貸付実行日に三菱UFJ銀行が公表する短期プライムレート 担保: 対象者株式等 (4)ブリッジローンB 弁済期限: 本公開買付けに係る決済の開始日の6ヶ月後の日又は本再出資に係る払込日の翌営業日のいずれか早い方の日 (期限一括返済) 金利: 貸付実行日に三菱UFJ銀行が公表する短期プライムレート 担保: 対象者株式等	(1) タームローンA <u>6,317,000</u> (2) タームローンB <u>14,738,000</u> (3)ブリッジローンA 19,895,000 (4)ブリッジローンB <u>3,961,000</u>
計(b)				<u>44,911,000</u>

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、44,911,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年10月16日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付文書である融資証明書記載のものが定められる予定です。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

39,430,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(訂正後)

44,911,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2025年10月24日(金曜日)

(訂正後)

2025年11月10日(月曜日)

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

<前略>

2025年9月16日付対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、2025年9月16日付の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

(訂正後)

<前略>

2025年9月16日付対象者プレスリリース及び2025年10月17日付対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、2025年9月16日付及び同年10月17日付の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

公開買付届出書の添付書類

1 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年10月17日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年8月7日付公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

2 融資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。